

第10章 運営・体制の整備

1 運営・体制の方向性

千歳市には、史跡キウス周堤墓群と同時期に国史跡に指定された史跡ウサクマイ遺跡群が存在している。面積が146haにも及ぶ広域な遺跡で、21遺跡のうち公開しているのはウサクマイC遺跡1か所である。今後、保存活用計画の策定や出土遺物の再整理を始めとする学術的価値の整理など、取り組むべき課題は少なくない。そうした史跡や埋蔵文化財に係る全体的な課題を洗い出し、中長期的な取組の中に位置づけていくことが必要である。そのことは史跡ウサクマイ遺跡群固有の課題としてばかりではなく、史跡キウス周堤墓群を我が国の歴史の中に正しく位置づける上でも必須の事柄といわなければならない。

史跡キウス周堤墓群の保存活用の取組が他の史跡や埋蔵文化財の保護の取組を停滞させるものとなってはならず、常に市域全体を視野に取組を進めていくこととする。史跡キウス周堤墓群についての取組が市域全体の文化財の保存と活用を推進する力となるよう、配慮しなければならない。

国の史跡であると同時に市民の身近な文化的資産である点に注目し、地域住民・市民と行政が一体となった推進体制の構築を目指す。

2 運営・体制の方法

千歳市は、文化財の専門的知識を有する職員の在籍・採用を継続していくなど、職員体制の充実に努める。埋蔵文化財センター及び教育部主幹（国指定史跡担当）の文化財担当課では、文化庁等が主催する各種研修の機会を通じ、また埋蔵文化財や考古学などの調査研究を推進する中で、専門性や行政実務についての能力向上を図る。

史跡はまちづくりの核となりうるものであることから、既設の「キウス周堤墓群保存活用連絡会議」の構成と内容の充実に図り、全庁での取組を推進する。その際、千歳市第2期都市計画マスタープランや千歳市緑の基本計画ほかの関連計画や千歳市第6期総合計画、千歳市生涯学習基本計画などの上位計画との関係性を適切に踏まえ、実施する。なお、構成の充実とは、保全に係る情報共有にとどまらず、活用の取組を具体的に展開するため、学校教育・生涯学習や観光の担当課をメンバーに加えることなどを指し、内容の充実とは、検討課題の明確化、取組の点検や課題の共有、取組状況の発信を指す。

また、千歳市は、文化庁並びに北海道から本史跡の保存活用について指導助言及び財政的・技術的支援を受け、必要に応じて情報提供を求めながら、庁内連絡会議と、地域住民及び市民団体並びに土地所有者及び施設管理者との連携強化を図り、保存活用事業を実施するための包括的な協働体制を作る。こうした体制を維持していくためには、地域住民等のみならず広く市民の支えが必要となる。多彩な史跡の保存活用の取組を通じて、次代の担い手の育成を行い、広く市民の運営への参加を求めることにより、持続的な取組とする。

これは、また、整備基本計画策定委員会等、事業の進捗に合わせて委員会を継続し、専門的な助言を得つつ進める。千歳市文化財保護審議会の場合においても、市域全域の文化財の保存活用についての意見を聴取し、施策を推進していく。これにおいては、令和2年（2020）8月に北海道教育庁が定めた「北海道文化財保存活用大綱」の基本的な方針を踏まえた取組を推進する。

今後進めていく史跡整備の計画づくりや整備事業にも市民に参画してもらう手立てを工夫し、「市民遺産」としての市民に愛される史跡を目指す。

本史跡において、地震・台風等の自然現象や交通事故等の人為的原因によって被害が発生した場合、文化財担当課が現地調査等によりその被害状況を把握し、北海道教育庁石狩教育局を通じて同庁文化財・博物館課に報告する。状態に応じて、速やかに各施設管理者及び北海道札幌方面千歳警察署（泉郷駐在所）等関係機関と連携をとって対応に当たる。